

放送番組の編集の基準

当社は、公共性を有する放送事業者として、民主主義の精神に則り、基本的人権を尊び言論及び表現の自由を守り、法と社会秩序を尊重して社会の信頼にこたえる放送を行う。そして、文化の向上、社会の福祉、産業と経済の健全な発展に役立ち、平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とし、ここに掲げる基準に沿って番組を編成、制作並びに放送するものとする。

また、放送にあたっては、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、世論及び番組審議会の意見を尊重し、番組内容の充実に努める。

(1) 人権の尊重

1. 基本的人権を尊重する。
2. 人命を軽視するような取り扱いをしない。
3. 個人・団体の名誉やプライバシーを尊重する。
4. 人種、性別、職業、境遇、信条等による差別的な取り扱いをしない。

(2) 社会秩序の尊重

1. 民主主義の精神に立って社会秩序を尊重する。
2. 犯罪や暴力行為等の反社会的行為を肯定的に取り扱わない。

(3) 児童および青少年への配慮

1. 児童及び青少年の人格形成に対する影響に配慮し、豊かで文化的な生活につながる健全な娯楽と正しい知識や情報の提供に努める。

2. 法律で未成年者に禁じられている行為を正当化することがないようにする。

(4) 政治、国際問題、宗教等の取り扱い

1. 政治及び意見の対立する問題については、出来るだけ多角的に論じ、公正に取り扱う。
2. 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。
3. 人種、民族、国家に関するものの取り扱いについては、関係者の感情を尊重し、敬意をもって取り扱う。
4. 国際親善を害するおそれのある問題は、その取り扱いに注意する。
5. 信教の自由および各宗教・宗派の立場を尊重する。
6. 宗教の儀式を取り扱う場合、また、宗教の儀式の形式を用いる場合は、尊厳を傷つけないように注意する。
7. 宗教を取り上げる際は、客観的事実を無視したり、科学を否定する内容にならないように留意する。
8. 特定の宗教のための寄付の募集などは取り扱わない。

(5) 内容と表現

1. わかりやすく適切な言葉や文字を用いるよう努める。
2. 事実に基づき正しい情報を提供し、公正な放送を行う。
3. 一方に偏るなどして視聴者に誤解を与えないように注意する。
4. 視聴者に不快な感じや嫌悪感を与えるような表現は避ける。
5. いたずらに不安や動揺を与えないよう努める。
6. 性に関する事柄は、特に未成年者に配慮し、視聴者に困惑や嫌悪感を抱かせないように注意する。

(6) 広告の取り扱い

1. 広告は、真実を伝えなければならない。
2. 広告は、視聴者に利益をもたらす、健全な社会生活に役立つものでなければならない。
3. 広告は、広告主を明らかにし、その責任の所在を明確にしなければならない。
4. 広告は、わかりやすく適正な言葉と文字を用いるよう努める。
5. 広告は、視聴者に錯誤を起こさせるような表現をしてはならない。
6. 広告の内容や取り扱いについては関係法令を遵守する。

なお、この基準に特に定めていない事柄については、衛星放送協会の放送基準並びに広告放送のガイドラインを尊重し放送する。